

編集後記

この度、編集長を拝命することになった。

以前から編集委員を務めてはいたものの、それ以外に編集の経験はない。他に適任の方がいらっしゃるのではという思いもある。あつたが、これまで占領開拓期文化研究会で数々の研究者と出会い、また本誌に拙論を発表させてもらった恩を少しでも返せる機会と感じ、思い切って引き受けることにした。

経験不足の私が発行まで漕ぎ着けられたのは、周囲の方々のおかげである。今日研究者は多忙を極めると思われるが、そうした状況のなかで、論考を投稿してくださった方々にお礼申し上げたい。また、他の編集委員の方々にもたいへんお世話になつた。前号の編集過程について多くの相談をしてしまい、迷惑をかけてしまつたが、そのおかげで安心して作業を進めることができた。

本号の内容については、まず演劇に関する特集を企画できてよかつた。人文学において演劇研究は以前から行われてきたが、「二〇一〇年頃にリンダ・ハッチオン『アダプテーションの理論』が翻訳されたあたりから、演劇を含む小説以外のジャンルの研究や、諸ジャンルを横断した研究がますます増えてきたように感じる。今回の特集はアダプテーションを意識したものではないが、この度の特集を組んだことで、これまで本誌を手に取らなかつた人々に興味を持つて貰えれば幸いである。

自由論文や書評・エッセイで、占領開拓

期文化研究会や会員が関わつた読書会の成果を活字化できたことも、よかつたことである。研究会や読書会に参加した方々はもちろん、参加できなかつた方々もこれで議論に触れる機会ができた。以前に比べ研究会に集いづらくなつてしまつており、自分がまさにそうした状況なのだが、そうした状況だからこそ、本号を発行した意義を実感して貰えるとありがたい。

ハッチオンに言及したが、アダプテーシヨン以外にも、環境批評やデジタル

ヒューマニティーズなど、人文学研究の理論は新しいものが次々と出てきている。必ずしも新しい理論を用いる必要はないが、次号以降も多くの人々に興味を持つてもらえるよう、他の編集委員の方々と努力して内容を練つていきたい。（藤原）

第八号編集委員／安藤陽平・坂堅太・佐藤貴之・開信介・藤原崇雅（編集長）・和田崇

占領開拓期文化研究会会則

総則

第一条（会の名称）
本会は占領開拓期文化研究会と称する。

第二条（会の本部）
本会の所在地を以下に置く。

〒五七七一〇八一三 大阪府東大阪市新上
小阪二二八一三 EキヤンパスA館 近畿

大学芸術学部 泉谷瞬研究室内

第三条（会の目的）
本会は昭和期を中心とした近現代日本とそ

の周辺地域の占領と開拓に關わる芸術・文化

の研究を目的とする。（二〇一九年九月十五

日総会により改正）

第四条（会の事業）
本会は第三条の目的を達するために次の事

業を行う。

一、研究発表会の開催。

二、機関誌の刊行。

三、その他必要と認められる事業。

第五条（会員の資格）
本会は第三条の目的に賛同する個人および

団体の会員をもつて構成する。

第六条（会費の納入）
会員は付則に定める会費を負担するものと

する。

第七条（会員の活動）
会員は本会の事業に参加し、機関誌の配布

を受ける。

役員

第八条（役員）
第四条の各事業を遂行するために次の役員

をおく。
第九条（役員の任期）
第四条の各事業を遂行するために次の役員

をおく。

代表幹事 一名
常任幹事 若干名
編集委員 若干名
研究会幹事 一名

会計担当 一名（二〇一四年八月三十一

日総会により追加）
監査 二名

第九条（役員の任期）
役員の任期は二年とする。但し研究会幹事

は研究発表会ごとに改選する。重任および兼

任を妨げない。ただし監査の兼任は認めない。

第十一条（役員の選出）
役員は総会において選出する。

第一十二条（総会）
総会は年一回開催し、当該年度の事業およ

び翌年度の事業その他の事項について審議決

定する。議事は、総会出席者の過半数の同意

をもつて決定する。但し必要に応じて代表幹

事は臨時総会を招集することができる。

第十三条（会計）
会計報告は総会において行う。

会計報告は総会において行う。

第十四条（会計年度）
本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、

翌年三月末日に終わる。

会則の変更

第一十五条（会則の変更）
会則の変更は総会において行い、出席者の

過半数の同意をもつて改正ができる。

設立年月日

第一六条（設立年月日）
本会の設立年月日を平成二二年六月一日と

する。

第一七条（会則の変更）
本会の設立年月日を平成二二年六月一日と

する。

付則（略）

一 会費は年額二〇〇〇円とする。

二 維持会費は二〇〇〇円（一回）として隨

時受け付ける。

二 会費滞納者には機関誌の配布を行わない。

三 会費をつづけて二年分滞納した場合は、原則として退会したものとみなす。

三 機関誌に原稿掲載する場合は投稿要領に

定める投稿料を負担することとする。

四 定期総会は当該年度最初の研究会終了後

に開催することとする。

〔この会則は二〇一三年九月一日より施行する〕

〔二〇一四年八月三十一日総会により一部改訂〕

第一三條（会計報告）

フェンスレス 第8号

2025年3月20日発行

編集人 フェンスレス編集長 藤原崇雅

発行人 占領開拓期文化研究会代表 泉谷瞬

発行所 近畿大学文芸学部 泉谷瞬研究室内

占領開拓期文化研究会

(〒577-0813 大阪府東大阪市新上小阪228-3

EキャンパスA館)

ホームページ <http://senryokaitakuki.com/>

ブログ <http://senryokaitakukibunka.blog.fc2.com/>

メール senryokaitakukibunka@gmail.com

印刷所 洛西プリント社